

平成29年第2回尾張旭市公平委員会議事録

1 開催日時

平成29年4月25日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時10分

2 開催場所

尾張旭市役所3階 302会議室

3 出席委員

委員長 黒澤佳代

委員 若杉恵

委員 金田礼市

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

行政経営課長 田島祥三

行政経営課法務文書係長 寺尾綾

行政経営課法務文書係主事 村上幸歩

7 会議に付した事件

第2号議案 職員相談員の指名について

8 議事要旨

事務局（課長）	<p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、前の戸塚理人委員の退任ということで、新たに3月議会で承認されました金田礼市委員に、4月から4年間、公平委員をお願いすることになりましたので御紹介します。</p> <p>（金田委員挨拶）</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>また、4月1日付け人事異動により事務職員の梅本宣孝が私、田島祥三に交代となりましたので、よろしくお願ひします。</p> <p>本日の議案には、個人情報に含まれておりませんが、尾張旭市情報公開条例における非公開情報に該当する可能性がありますので、会議中、氏名、住所についての発言を控えることで、会議を公開とすることについて提案させてい</p>
---------	--

事務局（課長）	<p>たきます。よろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、議事の進行については、委員長にお願いします。</p>
委員長	<p>委員 3 名が出席しております。</p> <p>地方公務員法第 11 条第 1 項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より平成 29 年第 2 回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>議事に入ります前に、委員長の職務代理者ですが、地方公務員法第 10 条の規定によると、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときの職務代理者は委員長が指名することになっています。昨年度までは退任されました戸塚理人委員にお願いしておりましたので、新たに若杉恵委員を指名させていただきます。よろしくお願いします。</p>
若杉委員	<p>よろしくお願いたします。</p>
委員長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の付議事件は、第 2 号議案『職員相談員の指名について』の 1 議案です。</p> <p>議題について、事務局から報告があるそうですので、お願いします。</p>
事務局（係長）	<p>例年、登録職員団体であります、尾張旭市教育労働者組合から尾張旭市職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定による届出があり、「職員団体の申請書の記載事項の変更登録について」を議題としておりました。ですが、組合に確認しましたところ、今年は昨年引き続いて規約及び申請書の記載事項に変更がなく、届出がございません。したがって、今回「職員団体の申請書の記載事項の変更登録について」の議題はございませんので、御報告いたします。</p>
委員長	<p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>それでは第 2 号議案『職員相談員の指名について』を議題とします。議案について、事務局から説明してください</p>

委員長	い。
事務局（係長）	<p>まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。先日郵送しましたのが、①次第と②議案。本日配布しましたのが、③関係法令抜粋。合計3点でございます。</p> <p>それでは、議案をお手元に御準備ください。第2号議案『職員相談員の指名について』、御説明いたします。</p> <p>この案は、「尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則」第3条の規定により、苦情相談を受けて処理する者として指名する「苦情相談員」について、人事異動に伴い、変更するため必要があるからでございます。公平委員会の事務職員3名のうち、平成29年4月1日付け人事異動により事務職員の梅本宣孝に替わり、新たに田島祥三を指名しようとするものでございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p> <p>（「質問なし」の声あり）</p> <p>それでは、職員相談員の指名について、御異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がないようですので、議案のとおり職員相談員を変更することとします。</p> <p>では、次に第3の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。</p>
若杉委員	<p>新人職員が4月から入ってきてこれで1か月経ちます。過去において、一般的にゴールデンウィークが終わると5月病の話が出る頃かと思いますが、尾張旭市では新人職員から5月病の相談や悩みを受けたとかありますか。</p>
事務局（係長）	<p>事務局がそういった相談を受けたことはございません。ただ、体制的には心身ともに体調を崩しやすい時期になる</p>

事務局（係長）	ので、各所属で新人職員及び異動してきた職員に対しては、特に注意を払うようにというようなことはございません。
若杉委員	指導、コミュニケーションをしているわけですね。ありがとうございます。
委員長	結構相談はあるのでしょうか。
事務局（係長）	職員相談員が相談を受けたことは実際にはございません。
委員長	他はよろしいですか。 事務局からは何かありますか。
事務局（課長）	特にございません。
委員長	それでは、これをもちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。